

第 11 回公益通報者保護専門調査会において
ご議論いただきたい論点 (概要)

平成 30 年 3 月 29 日
消費者委員会事務局

【テーマ】 公益通報者保護法を使いやすいものにする

【論 点】

1. 通報者の範囲

〈問題の所在〉

現行の公益通報者保護法 (以下「法」という。) により保護の対象となるのは、「労働者」のみである (法第 2 条)。

しかし、第 10 回会議における消費者庁からの説明によれば、同庁が設置する公益通報者保護制度相談ダイヤルに寄せられる個別事案を内容とする相談のうち 31.1% が現行法で保護の対象とされていない退職者、役員等、他の事業者等からの通報相談であり (参考資料 4・4 頁)、それらは通報されても「公益通報」としては処理されないことになる。また、そうした通報者が通報により不利益取扱いを受ける可能性も想定される (参考資料 4・2 頁)。

① 不利益取扱いからの保護の必要性

労働者以外の者について、通報を理由とした不利益取扱いから保護する必要性があるか。必要性があるとした場合、具体的にどのような者について、どのような保護を、どのような場合に行うのか。

○ 退職者

* 退職後の期間制限を設けるべきか。

○ 役員等

* 事業者外部への通報の場合、通報に先だって内部での是正措置をしたことを要件とすべきか。

* 保護の効果をどう考えるか。解任無効まで認めるべきか。

* 退任した役員等も含めるか。

○ 取引先等事業者

* どの範囲の取引先等事業者を含めるべきか。

Cf) 契約関係の有無・内容、力関係に差がある場合、優越的な地位にある場合

○ その他の者

* 他に通報を理由とした不利益取扱いから保護すべき者が考えられるか。

Cf) 介護施設入所者等の消費者、取引先等事業者を保護しない場合の個人事業主としてのフリーランサー、グループ会社の従業員等

② 不利益取扱いからの保護以外の観点

不利益取扱いからの保護の対象としない者について、「公益通報者」(法第 2 条) として行政の調査措置義務 (法第 10 条)、秘密保持等の対象とする必要があるか。

2. 通報対象事実の範囲

〈問題の所在〉

現行法により保護の対象となる「通報対象事実」は、

- ・ 「個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の擁護にかかわる法律」として列挙された法律（平成30年1月1日現在464本）の
 - ・ 犯罪行為又は犯罪行為となり得る規制違反行為に関する事実
- に限定されている（法第2条）。

しかし、第10回会議における消費者庁からの説明によれば、同庁が設置する公益通報者保護制度相談ダイヤルに寄せられた個別事案を内容とする相談のうち21.1%は現行法の対象外の内容の通報相談であり（参考資料4・4頁）、また、委員からは通報対象事実の範囲を通報者にわかりやすくすることの重要性の指摘もあったところ。

① 保護の必要性

現行法の通報対象事実に含まれない事実に関する通報を行った通報者を保護する必要があるか。必要性があるとした場合、現行法上の以下の限定の趣旨との関係で、具体的にどのような内容の通報について保護するか。

○ 刑事罰の担保による限定との関係

- * 罰則のない行政規制違反を含めるか。
- * 公益性、明確性の要請についてどのように考えるか。

○ 法目的による限定との関係

- * 特定の目的の法律以外の法律（税法、公務員法等）を含めるか。
- * 法第1条の目的との整合性をどう考えるか。
- * 安全保障に関する情報の通報等、保護の対象から除外すべき通報はないか。
- * 通報対象事実を法の別表や政令において列挙する方式を維持するか。

○ 法令違反という限定との関係

- * 条例違反を含めるか。
- * 公益性、明確性の要請についてどのように考えるか。

② 切迫性の要件

「通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている」（法第2条）との要件を緩和する必要があるか。

以 上